

社会福祉法人さくら会

役員等の報酬及び実費弁償に関する細則

(目的と定義)

第1条 この細則は、社会福祉法人さくら会（以下、当法人という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員および役員並びに評議員選任・解任委員の、報酬及び実費弁償について定めるものである。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員、役員、評議員選任・解任委員への報酬)

第2条 評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員の報酬については次の通りとする。

- (1) 評議員にあつては、その役にあることによる報酬はこれを支給せず、実費弁償で対応する。
- (2) 役員にあつては、その役にあることによる報酬は原則としてこれを支給せず、実費弁償で対応する。
- (3) 評議員選任・解任委員にあつては、その役にあることによる報酬はこれを支給せず、実費弁償で対応する。

(評議員への実費弁償)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、交通費を含む会議費として、1回の出席につき、次のとおり実費弁償をすることができる。

- (1) 深谷市又はその周辺に居住地がある評議員については、1,000円
- (2) 当法人の事務所（さくらんぼ保育園内）より20km以上で、30km未満に居住地がある評議員については、2,000円
- (3) 当法人の事務所より30km以上に居住地がある評議員については、3,000円

2 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、それが正当な理由であると理事長が認めるなら、交通費に要した額を弁償することができる。

3 会議に代えて、書面等で評議員に議決を問う場合については、1項・2項は適用しない。この場合は議決に参加した評議員に対し、500円を実費弁償をすることができる。

(理事が理事会等に出席したときの实費弁償)

第4条 理事長及び理事が理事会や評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、交通費を含む会議費として、1回の出席につき、1,000円を実費弁償をすることができる。

但し、同日に連続する複数の会議に出た場合は、一回の出席とみなす。

2 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、それが正当な理由であると理事長が認めるなら、交通費に要した額を弁償することができる。

(理事の実務実費弁償)

第5条 理事長が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席以外で、当法人施設で或いは理事会のプロジェクト会議等で法人及び施設の運営のための業務に、1日1時間以上あつたときは、1,000円を実費弁償をすることができる。

但し、労働組合との協議や交渉等については時間を問わない。

2 理事が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会への出席以外で、理事会又は理事長の要請を受けて法人及び施設の運営のための業務に1日1時間以上あつたときは、1,000円を実費弁償をすることができる。

但し、労働組合との協議や交渉等については時間を問わない。

3 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、それが正当な理由であると理事長が認めるなら、交通費に要した額を弁償することができる。

(監事の実費弁償)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、交通費を含む会議費として、1回の出席につき、1,000円を実費弁償をすることができる。

但し、同日に連続する複数の会議に出た場合は、1回の出席とみなす。

なお、同日に合わせて監事業務を1時間以上行った場合は、次の2項を適用する。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあつた場合は、1回につき、3,000円を上限に、実費弁償をすることができる。

3 監事が、1項の会議の他に、理事会又は理事長の要請を受けて諸会議に出席したり、相談事や交渉事等に立ち会つたときは、1,000円を実費弁償をすることができる。

4 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、それが正当な理由であると理事長が認めるなら、交通費に要した額を弁償することができる。

(評議員選任・解任委員の実費弁償)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、交通費を含む会議費として、1回の出席につき、1,000円を実費弁償をすることができる。

2 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、それが正当な理由であると理事長が認めるなら、交通費に要した額を弁償することができる。

(役員 of 文書作成に関する実費弁償)

第8条 監事が公的に必要な監査報告書を作成したときは、3,000円を上限に、実費弁償をすることができる。

- 2 理事長、又は理事会や理事長から要請を受けた理事が、理事会及び評議員会の議案や、労使協議の議案等で、重要な書類を作成したときや、その他重要な対外書類を作成したときは、1,000 円を上限に、実費弁償をすることができる。

(弁償金等の支払い)

第 9 条 弁償金等の支払いについては、評議員及び役員、評議員選任・解任委員の申し出によるものとし、支払いの時期は次の通りとする。

- (1) 評議員及び評議員選任・解任委員については、評議員会及び評議員選任・解任委員会の終了時に支払うものとする。

但し、書面等の議決に参加した場合は、次回の会議の終了後に合わせて支払うものとする。

- (2) 役員については、7 月と 11 月近くに持たれる理事会及び年度末に持たれる理事会の 3 回に分け、4 ヶ月分をまとめてそれぞれの理事会の終了後に支払うものとする。

(出張費)

第 10 条 役員が法人業務のため、他団体の主催する会議に出たり、出張したりするときは、その費用を実費弁償することができる。

- 2 旅費は、実費の全額を弁償することができる。

但し、特急列車のグリーン席以上、船舶の特等席以上、飛行機のビジネスクラス以上等はこの限りでない。

- 3 会議や出張業務が 2 時間以上に及ぶときは、半日につき 1,000 円の日当を支給することができる。

- 4 宿泊を伴う出張の場合は、宿泊費を実費弁償することができる。

但し、宿泊費は一泊につき 12,000 円を上限とする。

- 5 出張先で、会議費や参加費、負担金等を徴収されたときは、全額を弁償することができる。

- 6 2 項から 5 項の費用は、原則として出張終了後に領収書と引き換えに弁償することとするが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後の 1 週間以内において精算することもできる。

但し、3 項の日当については領収書を必要としない。

(適用除外)

第 11 条 当法人の園長並びに施設長、及び当法人の施設の職員を兼務する理事や評議員選任・解任委員については、本細則は適用しない。

(改訂)

第 12 条 本細則の改訂は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1. 本細則は、平成 29 年 6 月 15 日より適用する。